

た。第三日目の副大統領指名投票が今大會で最も注目をひいたが、トルーマン一、一〇〇票ウォーレス六六票でトルーマンが指名された。ウォーレスは民主黨の左翼が支持する純然たるニューディール主義者であり、民間ではC.I.O.の熱烈な支持があつたに對し、南部諸州民主黨員を主とする同黨の保守派はウォーレスの再選に反対し戦時勤員局長官バーンズまたバーンズらに對する労働界方面の反対、これら左右兩派の妥協による結果と解される。同大會で採擇された政綱は第一に民主黨は平時、戰時のその經驗に準據し勝利促進、平和の確立および維持、就職の保障、繁榮の提供を約束し、第二に從來の民主黨の國內政策の繼續改良を誓ひ、第三に他の聯合軍と協力し戰争完遂に邁進し、侵略防止および國際平和安全の維持のため、平和愛好國の主權平等を基礎とする國際機關の創設、右機關には必要の際は武力を使用する權能をあたへ、また國際司法裁判所の維持に賛成する旨をのべてゐる。同政綱は今日までの民主黨の政綱中最も短文のものであつた。ルーズベルトは太平洋岸の一海軍基地から指名受諾演説を放送したがその骨子はつきのごときものである。

## 反樞軸における重慶の地位

和田齊

### 一 米英の對重慶政策の變遷

#### 1 指導權英より米に移る

印度、マライを爪牙にかけた英の東亞侵略政策の鋒先は支那に向けられ、一八四二年鴉片戰爭の結果として、中國は香港の割譲、廣東、廈門、福州、寧波、上海の開港を約し、爾來英は香港、上海を根據として、政治、經濟上支那に對する領導權を保持し來つたことは周知の通りである。おくれて支那に臨んだ米が、列國の對支政策が領土的、武力的なものにして支那の領土保全、機會均等、門戶開放を主張してきたのは、要するに立後れを補ふための技術的手法にすぎず、米の對支三原則の結論は九箇國條約となつて現れた。九箇國條約は當時孫文も反対せるごとく支那を植民地として烙印を捺したるものであつた。

反樞軸における重慶の地位

たものであつた。

かかる歴史的背景をもつて英の支那における優位は長らくつづき、昭和十年のリース・ロスによる幣制改革の斷行を頂點として支那事變勃發後まで繼續された。この時期における米英の日本および支那に對する政策は英が指導的であり、米英一致するかにみえながら必ずしも一致せず、米英の共同動作は困難であつた。

この間、米大統領ルーズベルトは一九三七年の後半から、その政策の重點を國際的世紀干涉主義に移し、米による世界制覇の夢を實現せんとし、東亞においては支那事變の長期化にともなつて日本の國力が衰退するものと誤認して、重慶援助政策を強化し、歐洲においてはナチス・ドイツの擡頭を極力抑壓する方策をとるにいたつた。一方英は日獨の勢力を伸暢によつて脅かされた東洋の自國權益の擁護と歐洲情勢の不安に對處するため、漸次米に依存せざるをえなくなつた。

一九四四年において米國民が直面してゐる問題は、第一に戰争に勝つこと、第二に世界的規模において國際組織を結成し、少くもわれわれの豫見し得る將来において再び新たな戰争の起ることを不可能ならしめるため世界各獨立國の武力使用を制限する。第三に歸還將兵はじめ米國民の全部のために經濟組織を整備し、就業を確保し、妥當なる生活水準を維持することである。米國民は今年の秋、この世界未熟な者、輿論の動向がはつきりわかるまで武器貸與計畫および國際協力に反対しつづけてきた者にこの大問題を委せるか、或はこれに反して早くより國外からの危険を豫見し、この危険がつひに米國を見舞ふや断乎防衛に立ち上りつづいて攻勢に轉する機をつかんで戰局を現在の段階にまでつてきた者、將來の世界の必要を考慮して國際會議により、或は共同行動により相互の諒解と協力との組織を建設すべく努力しはじめた者にこれを任せると、いづれにすれるかを決定するのである。(一九・八・一五)

かうして支那事變後、米英の重慶援助の傾向は同じであつたが、具體的に共同歩調の現れたのは、昭和十四年夏の天津租界問題で、日英折衝の行はれた際、米は突如日米通商條約廢棄の通告をなして英に援護射撃をなし、翌十五年一月二十六日通商條約は廢棄されたのである。

その後昭和十五年九月日獨伊三國同盟條約成立するや、米

は重慶にウォルフラムを擔保として二千五百萬米ドルの借款供與をなし、同時に米英間に對日禁輸問題を協議し、同年十一月、日本が國民政府を承認し、これを契機として對重慶政治攻勢を強化しはじめるや、十二月重慶に對して米は五千萬ドル、英は五百萬ポンドの借款を與へた。十六年四月、日ソ中立條約の調印をみた直後、米はまた重慶に借款を供與して法幣安定資金を設定し、一方軍事顧問マグルーダー、空軍顧問クラゲット代將、政治顧問オーラン・ラチモアなどを重慶に派遣、對日抗戰力の增强援助に狂奔し、七月、日本に對する資產凍結を斷行、英もまたこれに追隨するなど、大東亞戰爭勃發の直前には、反樞軸國側の對日、重慶政策は完全に米が指導するやうになり、大東亞戰爭勃發後の今日といへどもその基本傾向には變化ないのである。

## 大陸戰線における日米決戦的性格

次重慶の政治、軍事上の指導権を把握しようとするにあり、借款の供與と武器供給が援蔣行爲の特徴をなしてゐた。一方重慶としては抗戦繼續の前提として、米英の援助を必要とし、米英を対日戦に捲き込まうとするのが、根本方針であり、この目的を達成するためにあらゆる術策を弄したのである。

第一期 大東亜戦争勃發より昭和十七年七月在支米空軍の編成されるまで

### 第三期 以後今日にいたるまで

に壓倒されて、所期の活動をなしえず、昭和十七年初め相前後して歸米した。この期の終りにいたり敵はガダルカナル島を中心とする反攻態勢を整へ、支那においては十七年七月四日在印第十航空隊のもとに、米空軍義勇隊を改組して新たに「在支米空軍」を編成、對日本本土空襲の野望を實現せんと第一步をふみ出したのである。

こぶる甚大で、空輸による物資輸送も重慶側の要求を充たすことは到底できなかつた。このビルマ路に代るものとしてレド公路の建設を開始したのは十七年末であつた。十八年三月在支米空軍は在印第十航空隊から獨立して、スチルウェルの直轄部隊として在支第十四航空隊となつたが、同年七月より八月にかけて、わが荒鷺により熾烈な米空軍撃滅作戦が展開された。かくて大陸戦線は日米航空決戦場としての性格を濃化するにいたり十一月上旬から十二月下旬にかけての常德攻略作戦には米空軍がはじめて重慶地上部隊に協力出動した。

十六年一月九日　日本が國府の全面的援助強化のため  
んで租界を返還し、治外法権の撤廃を斷行して、新政策を採  
用し、同時に國府が參戰したことは、米英重慶を狼狽させ  
た。米英があわてて、いまはなんら實質のない治外法権、和

久留米における鼠疫の地位

イロ會談は、重慶を「三大聯合國の一」としてとり扱  
蒋介石を「三巨頭」の一人にもち上げ、重慶の右のごとき  
態度の昏迷をたゞし、「反攻」の枠にはめたのであつた。  
三期はカイロ會談の決定にもとづく敵側の歐洲、太平洋  
同時作戦が具體化していくとともに、重慶に對してはか  
の作戦的要 求により、從來の援蔣が完全に質的變化をと  
、重慶を利用し、これを犠牲としてその野望を達成せん  
る米英の老猾なる手段が白日のもとに暴され、大陸戰線  
においても日米決戦の性格がいまや明瞭になつたことがその  
である。

蒋介石がカイロ會談から歸國後の第一聲たる十九年元旦の  
國軍民に對する年頭の辭において

米政府の寛大賢明なる世界政策は順調に推進され、世界戰局を

カイロ会談は、重慶を「三大聯合國の一」としてとり扱ひ、蒋介石を「三巨頭」の一人にもち上げ、重慶の右のごとき對戦態度の昏迷をたゞし、「反攻」の枠にはめたのであつた。

第三期はカイロ会談の決定にもとづく敵側の歐洲、太平洋反攻同時作戦が具體化してくるとともに、重慶に對してはかれらの作戦的要要求により、從來の援蔣が完全に質的變化をとげて、重慶を利用し、これを犠牲としてその野望を達成せんとする米英の老猾なる手段が白日のもとに暴され、大陸戰線においても日米決戦の性格がいまや明瞭になつたことがその寺教である。

蒋介石がカイロ會談から歸國後の第一聲たる十九年元旦の「全國軍民に對する年頭の辭」において

「國軍民に對する年頭の辭」において

轉換し、反樞軸國のための勝利の基礎を確立することができた。  
……ルーズベルト大統領から受けた印象は、東西兩半球における被壓迫民族を解放せんとする信念と、支那を自由平等の國家たらしめんとする赤誠をもつてゐることだ……。

と米を禮讃しきつ

今次戰爭に對する基本方針は確立された。中國はあくまで米英と緊密に協力し、民主國家の最後の勝利を獲得すべく、われらの最大任務はさらに大規模の對日總反攻を展開するにあり……。七年前對日抗戰に掲げた目標は、カイロ會談によつて反樞軸諸國の共同目標となつた。反樞軸軍の對日戰はいまや一つの戰線、一つの計畫となつた。

と揚言してゐることは、よく敵側の意圖を示してゐる。

## 二 米英の重慶利用論

### 1 カイロ會談と重慶

反樞軸陣營は、中立協定によつて日ソ間の關係が安定してゐるソ聯は別として、米英が大東亞戰爭以來、その作戰主力を對獨、對日のいづれにおくかは議論のわかれることで、ロンドンとワシントンとは最初から輶轡を生じ、絶えず論争がつづけられてきた。

功しここに「四國宣言」となつたのである。英外相イーデンは十一月十二日の議會で、四國宣言に蔣介石の名を連ねさせたのは「もつばらハル長官の功績である」と皮肉混りに暴露し、重慶に對する米英態度の相違を示してゐる。

カイロ會談は十一月二十二日から二十七日までルーズベルト、チャーチル、蔣介石の三者により開催、敵側はこの決定が「歴史的なもので、世紀のマグナ・カルタである」などと宣傳これ努めたが、同會談は日・華・泰・滿・比・緬の各代表が參集して、十一月五日から東京に開催された大東亞會議の成功を牽制することも一つの目的としてゐた。英は外相イーデン、參謀總長ブルック、軍令部長カニンガム以下二百一名、米は幕僚長リーイ、參謀總長マーシャル、作戰部長キングラ、重慶は宋美齡、參謀總長程潛、元外交部長王寵惠以下二十名出席、蔣介石はこの會議に

(イ) 對日徹底共同作戰の迅速なる展開(ロ) ビルマ公路再開作戰の即時開始(ハ) 對重慶軍需民需の十分なる供給援助(ニ) 戰後における英米の對重慶援助(ホ)

の四項目を要求したと傳へられる。決定事項は十二月一日發表の共同コンミニケによると

一、日本を徹底的に打倒してそのあらゆる領地を奪ひ、日本を三等國に陥れること

反樞軸における重慶の地位

十七年一月、第一次ワシントン會談の結果、「聯合國の政策はまづ第一にヒットラー打倒にある」ことを決定、これは十八年一月のカサブランカ會談でも踏襲された。しかしこの政策に對しては太平洋戰局が皇軍の果敢な進撃によつて、連敗の飛報がかさなるときであつたから、米國民を驚愕させ、濠洲、重慶を憲憲させたのであつた。そこで十八年五月の第三次ワシントン會談、八月のクエベック會談(會談末期に重慶外交部長宋子文が參加した)ではルーズベルトはチャーチルを說得して、歐洲戰略と併行して太平洋戰略を論議し、米英の戰爭努力を東亞戰局に向けるやう反樞軸軍の方針を變更させたのである。この決定はもちろん英の不満とするところであり、第二戰線の早急開始を要求しつゝけたソ聯の承服しがたいところでもあつた。

上記の經緯を経て十月のモスクワ三國外相會談においては、公表されたコミニケによると「まづなによりもドイツならびに歐洲におけるその同盟諸國に對する戰争を短縮するためにとらるべき諸方策につき、率直隔意なき討議が進められた」とある。決定は歐洲第一主義に逆轉したのであるが、この會談の進行中に、米國務長官ハルはモスクワ駐箚重慶代表傳秉常と四回にわたつて會見、モスクワ會談の決定が重慶側の憤慨を招來せぬやう八方口説いた結果、ハルの謀略が奏

二、日本に陸海空より徹底的共同攻撃を加へてその無條件降伏をはかること

の二項目を中心とするものであつた。しかしてこの決定において、蔣介石が米英の對日抗戰援助に對する代價として支那大陸を米英軍作戰の基地として提供することおよび重慶軍を對日總反攻に驅出することを確約し、重慶が「觀戰的態度」をすべて積極的になつたことは事實である。

わが方の大東亞共同宣言の高邁なる建設的思惟に對する回答が、カイロ會談の決定であると反樞軸側は稱してゐるが、東條首相は第八十四議會において「道義にもとづく共同宣言がいかにかれらの痛いところを衝いたことか。かれらは表面から宣言に觸れず、日本の領土を奪取するとか、滿洲國を抹殺するとか、要するに土地の分捕主義を揚言してゐるに過ぎぬ。カイロ會談はかれらの戰争目的が侵略と他民族隸屬にあることを明白に告白した」と喝破してゐる。

敵側においてもたとへばロイター重慶特派員は「今回の會談にもかかはらず、反樞軸軍の歐洲第一主義にはなんら變化はない。米英の軍事、外交専門家の會議と蒋を交へた三首腦會談は全然別個のものであつた」と報道、米英の武器その他の輸送が、重慶の期待を充たし得ぬことに對する豫防線を張ると同時に重慶側民衆の會談に對する無關心さを傳へてゐる。

## 2 対日戦略における重慶の地位

マーシャル侵寇後前線視察をへた米太平洋艦隊司令長官

チエスター・ニミツは「一月九日記者團と會見

余は支那大陸に米國軍の基地を獲得すべく麾下艦隊をひきみて太平洋を横断進撃するであらう。米國軍としては目下支那大陸にできるだけはやく地上部隊および空軍を送る必要に迫られてゐる。日本を擊破するには、支那から攻撃を加へるより手がないからである。

と豪語したが、この言明は敵陣營において戦略的にみた重慶利用論の代表的なものである。

ニミツ戦略は海空軍の絶対優越性を必須の前提條件とするものであり、これなくしては實現の可能性がない。従つて日本の聯合艦隊の存在する限り白日夢に等しく、ニュー・ヨーク・サン紙も「一月十二日の社説においてこの點を指摘し、「ニミツ戦略はこれを早急に實現することは不可能である」と結論してゐる。しかしながらニミツ戦略が

二、中部太平洋から支那東海岸にいたる安全な海洋路の確保

三、南方補給路遮断による日本本土の孤立化

## 3 借款と貸與法による援助

支那事變以來大東亞戦争まで重慶政權に對して米は一億二千萬ドル、英は八百五十萬ポンドの借款を供與してゐるが、大東亞戦争勃發後昭和十七年三月米は五億ドルの借款供與を約束し、うち二億ドルは十八年秋金塊に換へられ、飛行機で現送、財政部長は「余剩購買力の吸收を目的として一般に賣出する」旨發表した。英は十九年五月一日五百萬ポンドの借款供與の協定をとりきめた。この借款は米の五億ドル借款調印の當時、英も借款に應する用意ある旨發表したものが、今回調印をみたのである。調印までに「簡年を要したのは、借款の使途について兩者の意見に懸隔があつたためで、今回の協定では「ボンド貨領域において重慶が必要とする物資ならびに勞務の資金」として使ふことに制限され、重慶の希望するドル貨領域の使用を禁止されてゐるので、實效は期待できぬ。従つてこの借款成立の報も重慶言論界でもほとんど問題にならなかつた。

これらの借款は主として兵器、軍需品の輸入に充當され、支那よりはタンクステン、アンチモニー、桐油、絹などが輸出された。

米が歐洲戦線と支那大陸戦線との重要度をいかに計算して

反樞軸における重慶の地位

## 4 空軍による決戦

### 五、印緬方面よりの對重慶補給の貧弱さ

しかして米英が重慶に期待するものは、第一に日本本土に近接せる地理的條件の利用で、支那大陸を對日本本土空襲の基地化せんとするにある。第一には重慶治下の老大なる人的資源を動員することで、米英が從來好んで用ひてきた他民族利用の常套手段である。第三には上記の條件を活用するため補給を増強して重慶空、陸軍を再編成し、これを對日戦に思ふまゝに頼使することである。第四には南京政府治下の中中國および滿洲國が日本の戦力増強に多大の寄與をなしてゐる事實を認め、この補給遮断も重慶の犠牲によりて實現しようとするのである。すなはち米英の重慶重視論の正體は戦争遂行のための利用論であると結論することができる。

米評論家ハンソン、ボールドウインが「重慶政權下に眞に軍隊と名づけられる軍隊はない」と、單なる重慶軍利用論に警告を發し、「米英が大量の武器、軍需品、軍隊を重慶に送ることが必要で、軍隊らしい重慶軍を大量に育成せねばならぬ。たゞし問題は補給路である」としてゐるのは、利用論に横たはる隘路を敵側も認めてゐるものといへよう。

ゐるかは、一九四一年三月實施をみた武器貸與法の實績にも現れてゐる。米外國經濟院總裁レオ・クローリーの報告によると、實施以來一九四四年三月末までの貸與額累計は「一百四十二億二千五百萬ドルに達してゐる。すなはち第一年十一億四千四百萬ドル、第二年七十億九百萬ドル、第三年百五十九億五千三百萬ドルとなつて、一九四三年中の貸與計畫による輸出總額は前年度對比總額において一〇三%の增加率を示し、これを各國別にすると

アフリカおよび中東方面向

一二九%増

ソ聯向

一一四%増

重慶、印度、漢洲、新西蘭向

七二%増

その他諸國向

一〇〇%増

となつてをり、重慶、印度方面向けの増加率が最も低率であることを示してゐる。また成立以來太平洋および東亞戰域への貸與額は二十億ドルで、重慶の受けた分はさらにその何分の二分の一にあたり、これを英への百五十六億四千萬ドル、ソ聯への四十一億六千萬ドルに比すると重慶向け援助がいかに低いかが明かになる。米は貸與法以來二萬一千機の飛行機を海外に出してをり、内四千機を東亞戰域にバラ撒いてゐる。しかしして重慶方面へ向けた援助はクローリーによればシェノー

ト麾下の空軍向けのものが多くこれは厳密にいつて重慶に對する武器貸與ではないのである。重慶向け貸與の内容は

- 一、印度から支那各地に達する航空路の開拓（輸送機の供給、飛行場、倉庫設備などの供給をふくみ、陸軍空輸部隊が擔當する）
- 二、重慶兵器廠に對する物資の空輸供給

#### 三、雲南で訓練中の重慶軍に對する兵器供給

#### 四、米印における重慶空軍飛行士の訓練ならびに重慶空軍への戰闘機の供給

#### 五、建設中のレド公路防備にあたる重慶軍の訓練および兵器の供給

にわかれである。ルーズベルトは五月二十二日「印度空輸による重慶補給月平均額は一年前に比し十五倍に達してゐる」と宣傳したが、この數字は重慶側さへ承認せず、大公報は「濠洲、ニュージーランド、重慶、英印各部隊の受けた武器の數量は全貸與數量の七パーセントにすぎず、この七パーセントの量を五百萬ないし六百萬にのぼる將兵にわけたのである」と重慶の忿懣を表明してゐる。なほ六月一日下院歳出委員會は一九四四—四五會計年度の重慶政權への貸與豫算として一億五千萬ドルを可決した。

#### 4 ウォーレスの重慶訪問

ウォーレスの出發前に、米英ソ側には蔣介石の獨裁者化に対する非難があがり、重慶と延安政權との對立調整については、米英ソ各その立場において勸説してゐた。五月中旬重慶代表王世杰は延安代表林祖涵と西安において豫備會談をとげ、ついで相携へて重慶に入つた。ウォーレスの訪問が重慶延安關係にいかなる役割をとげたかは、いまだ具體的に現れてはきてゐない。しかし國共對立は、その基本條件において到底解消し得るものに非ず、七月二十六日果然重慶宣傳部長梁寒操は重慶と延安との豫備的取極めには調印したが、右取極めにより蔣介石が延安側に對しさらに四箇條の要求を發した。これに對し延安側はなんら回答せず、逆に十七箇條の取極めの原則と相容れぬ要求を提出したことを明かにした。

ウォーレスの使命の一として、米英の對ソ工作があげられ

る。すなはちソ聯をして對日戰に參加せしむること、重慶への供給物資をシベリア、西北公路經由輸送したいことは、敵米の狙ふ筋であり、國共問題について米英がソ聯の立場に著しく接近し、延安政權側に同情的媚態を示したのも、これを裏書するものとして注目される。ウォーレスは二十四日重慶出發に際し

余は蔣主席と共通の協議を要する事項を討議し、基本的原則と目標について意見一致せるを發見した。對日緊急戰爭遂行に對する相互援助は米蔣關係の基本である……

と語つたが、ウォーレス訪問の目的につき、ウォーレス、蔣介石の共同聲明によれば

- (一) 對日戰爭の協同遂行を期す
- (二) 米蔣間に協定を締結し、相互の永久的親善を保持する
- (三) 中國の經濟的發展とこれに対する米の援助
- (四) デモクラシーと三民主義の協調をはかる
- (五) 憲政實施に對する米の援助
- (六) 米蔣間の通商協定の締結

について協議したものであると宣傳してゐる。

### 三 在支米空軍の強化とわが攻撃

米英の對日進攻路は北太平洋アリューシャン群島および中部太平洋より直接對日本土空襲を狙ふものと、西南太平洋よ

り比島の奪回を企て支那大陸に上陸して足場を築かんとするもの、および在支米空軍を増強して對日空襲を敢行せんとするものとがある。昭和十九年六月十六日在支米空軍の北九州爆擊は、來襲機の半數擊墜、しかも被害をはめて輕微といふ敵企圖の失敗にをはつたが、あたかもニミツツ艦隊によるサイパン島攻撃に相呼應するもので、在支米空軍の初空襲として敵の企圖は輕視を許さないものがある。

#### 1 在支米空軍の強化

米國飛行士が大陸戰線に顔を出したのは支那事變勃發直後で、當時は民間有志の名にかくれて、職業飛行士や豫備役兵がビルマ・ルートによつて重慶空軍の強化をもくろんでゐた。昭和十六年五月代將クラゲットが重慶に入つてから、蔣介石との間に米空軍の大陸基地使用に關する密約を締結し、ここに今日の在支米空軍誕生の根據をつくつたのである。大東亞戰爭勃發前、少將シェノート以下四百名の操縦者、技術者がすでに重慶に到着、P40、B25などの戰闘機、爆擊機三、四十機を擁して、「米空軍義勇隊」を結成し、主として重慶空軍の教育指導にあたつてゐた。これら義勇隊は大東亞戰勃發後ビルマ作戦に參加して、わが荒鷺の好餌食となり、昆明周邊に逼塞してゐた。以上は在支米空軍の濫觴時代とい

へよう。

十七年七月四日の米獨立記念日にあたり、義勇隊を解散、在印第十航空隊のもとに正式に在支米空軍を編成した。同空軍は大佐スコット指揮のもとに第二十三追撃隊を編成、毎月十ないし二十機の戦闘機を空輸して兵力を増強し、またB25を中心とする爆撃隊も持つにいたつた。當時の敵の戦法は退避戦法を主とし、昆明、成都を中心とする奥地基地、桂林、衡陽、零陵などの中間基地および建甌、遂川、玉山などの前进基地の建設擴充に躍起となり、その間中南支のわが占領地帯へのゲリラ的出撃を試み、南支沿岸の航行妨害を狙つてゐた。

米空軍は十八年三月七日在印第十航空隊から獨立して、印緬方面米派遣軍總司令官スチュワードの直轄部隊となり「在支第十四航空隊」として編成された。司令官シエノートは四月歸米、陸軍首腦部と兵力増強について打合はせ、六月六日重慶に飛來したが爾來印支空路に大型輸送機が登場し、飛行機の數量、基地、無電技術者、造兵技師などの増強著しいものがあり、思ひ上つたシエノートは七月十一日

われわれの任務は重慶空軍と協力するのではなく、重慶側の基地を利用し、大陸における日本空軍の基地ならびに日本本土を空襲し、同時に日本軍の南進を牽制するにある。その目的達成のた

めには梁山、零陵、桂林、建甌などを米空軍専用飛行場として確保する必要がある。

と豪語、重慶政權を無視した米の野望を暴露し、重慶政權内部にも問題を惹起した。

兵力の増強にともない、敵は從來のゲリラ的出撃を一擲して正攻法を探るにいたり、これに對しわが方は十八年七月から在支米空軍擊滅作戦を展開した。大東亞戰勃發後、十八年十二月八日までの二箇年間に大陸で擊墜した敵機數は四百九十一機であつたが、その後十九年六月中旬までに六百七十五機を擊墜しており、敵の犠牲はすでに千二百機に垂んとしてゐるが、大陸における日米航空決戦は激化の一途をたどつてゐる。

## 2 在支米空軍の編成

ルーズベルトはかつて「昭和十八年末までに在支米空軍を一千機に増加する」と豪語したが、わが荒鷺に狃はれてその目標達成はおろか、シエノートの願望である「五百機の大爆撃機」の整備もいまだ達せられない。しかし現有勢力が四百機にのぼつてゐることは事實で、敵の補給數とわが擊墜破とが追いつ迫はれつの曲線を描いてゐる。

敵第十四航空隊の編成は、シエノートのもとに中南支方面

擔當と支那西部、佛印、泰方面擔當部隊および進撃隊と爆撃隊とにわかれてをり、別に印支米空輸部隊があつて印支空輸を擔當してゐる。さらに敵は特に對日空襲の目的をもつて超空の要塞と誇稱するB29を奥地に輸送し、對日滿爆撃に使用したが、B29は第二十爆撃隊に屬し、同隊は米陸軍航空本部長アーノルドの指揮下にあるといはれる。右のほか、米人飛行士による重慶空軍の養成についても新しい方策が採られてきたことは注目すべきで、すなはち十八年十一月桂林に在支米空軍とは別個の米重慶混合航空隊を設立した。同隊には米國および印度にて訓練を施した中國人飛行士を參加せしめるとともに、射撃、爆撃、通信または整備などに中國人を使用せんとするもので、その後重慶地區でも大量訓練が實施されつゝある。昨秋以來、この混合航空隊はしばく第一線に出撃してゐるが、十九年四月以來の河南作戦および長沙作戦ではその數が特に多くなつてきた。

### 3 河南、中南支作戦による影響

十九年四月中旬以來、河南の穀倉地帯に先制大攻勢の火蓋を切つた皇軍は、第一戰區蔣鼎文、湯恩伯麾下の十五個軍三十二個師および第八戰區より増援の胡宗南軍二個軍六個師、合計十七個軍三十八個師と交戦し、その二十四個師を殲滅した。

反編軸における重慶の地位

この間鄭州（四月二十日）許昌（五月一日）兩會戰を経て五月九日京漢線確山にて北、中支の兩軍が握手、京漢線を打通し、ついで五月二十五日洛陽を陥落、さらに西進して隴海線を抑へた。

ついで五月二十七日洞庭湖兩側から第六、第九戰區に進攻を開始した中支軍は、孫連仲麾下の四十個師および薛岳麾下の三十個師に強壓を加へて、六月十八日長沙を占領、同二十六日在支米空軍の重要據點衡陽飛行場を占領した。一方上海方面の部隊は湖南方面の作戦に呼應して六月十日第三戰區軍に攻勢を開始し、同二十六日衢州を攻略、さらに南支軍は六月二十七日粵漢線に沿ひ北進を開始した。

かくて京漢線の打通完成し粵漢線の打通も達成されれば支那大陸を東西に分断し、重慶にあたへる政治、經濟、軍事的打撃は甚大であるが、大陸戰線も大東亞戰爭の一環として戦はれてゐるのであり、「わが軍事行動の目的は一に敵米英の侵寇制覇の企圖を破壊する」にあることは七月五日の政府聲明の通りである。かくて本作戦が敵空軍にあたへた影響はすこぶる大きい。

在支米空軍は以來補給路たる印緬國境に近い昆明地帯を本據とし、一つは桂林、衡陽を中間基地として、遂川、建甌を中心として二十數箇の飛行場群をもつ最前線基地群の對日空

製路線と、他は成都、西安、漢中を中心とする路線とにわかれてゐる。後者は梁山、安康を中心とする西北中間基地群、成都を中心とする奥地基地群、西安、蘭州を中心とする西北奥地基地群とからなつており、對日空襲基地群への兵站的役割をなしB29のごとき大型機の基地としてゐた。

しかして京漢線および粵漢線の楔形進撃により、つぎのごとく、航空戦略上の優位をわが方が確保することになつた。一、建甌、遂川など敵最前線基地群が無力化するとともに衡陽の占領により、桂林をはじめ、敵中間基地群ときはめで間近く對峙することとなつたため、敵の内線的有利性が喪失、逆にわが方に有利となつた。

二、西南地方の敵基地が危殆に瀕した結果在支米空軍の主力が漸次西北地区へ移動しつゝある。これは敵がB29などの航續距離の長いものを整へつゝあるにもよるが、西北地区の基地は遂川、建甌から飛び立つ場合に比し、北九州ならば五百ないし一千キロ、また阪神地帯ならば六百ないし八百キロと距離が長大となる。また西北地区からの對日空襲は長時間わが占領地帶上空を飛翔せねばならぬ結果、わが方としては早期發見が可能となり、容易に邀撃しうることになる。

由、印度のカラチまで一萬一千五百マイルを大型輸送機により晝夜の別なく二十四時間制運航をつづけ、三日半で飛翔してゐる。この事實は米の航空工業をはじめ、軍需品生産力がただちに重慶まで連結してゐることを物語るもので、現在印度と重慶間の空輸量が不十分であるため印度に滯貨が山積してゐる有様ではあるが、將來なほ改善の可能性強く、米の補給量は決して輕視を許さない。

## 2 印支空路の現状

印度東北部のテンスキヤを中心とする基地群から昆明、雲南驛を結ぶ空路（約八百キロ）が從來から存在したもので、ビルマ路封鎖當時の空輸量はまことに貧弱なもので、月六十五トンといはれた。しかし公路の封鎖後敵は空輸に力を注ぎ、C43、C46、C47、C48、C86、C87などの輸送機にP51を配したり、またコンソリB24などを輸送機に代用して夜間空輸を實施したりして、わが荒鷺の銳鋒をさげつゝ必死の増強をはかつてゐる。敵は本年に入りわが荒鷺の目をくらますためテンスキヤと四川省宜賓および新津（ともに約一千キロ）を結ぶ空路を開拓した。このコースは昆明線より西北寄りに延びてゐるため、わが荒鷺から逃れるには都合はよいが、高度六千メートル以上のヒマラヤ山系が自然の障壁とな

## 四 在支米空軍補給路の悩み

### 1 援蔣物資の質的變化

■米の武器貸與に関する報告は「重慶援助の最難關は輸送問題であり、支那戰線に大量の貸與物資が着いてゐないのは輸送の困難による」と、皇軍のビルマ路封鎖による打撃を率直に認めてゐるが、しかも重慶向援助の大部分は在支米空軍向のものが多き。重慶向物資は、從來は一般に援蔣物資と稱されてゐたが、在支米空軍の獨立増強および米の對日戰略による重慶利用度が濃化するにともなつて、實質は米空軍自體への補給物資と變貌をとげたことを注目せねばならぬ。重慶側が援助物資の不足を泣訴してゐるのは、絶對量の不足もあるが、せつかく到着したものが、重慶軍への給與よりも大部分は在支米空軍へのものであることに對する忿懣が強いのである。

現在補給路は印支空路、西藏路、印度西康路および西北公路があるが、最も重要なのは印支空路である。米よりの補給物資輸送は船便のほかは、米航空輸送團（ATC）の印度支那線が擔當してをり、米のフローリダから南米、アフリカ經

つてゐることが難點である。

これらの空輸には印支米空輸部隊があたつてゐるが、かれらは東部印度の各飛行基地に配屬され、後方基地たるカラチ、ニューデリー、アグラ、カルカッタ、ポンペイなどの米専用飛行基地からの補給物資を輸送する仕組になつてゐる。

空輸物資は在支米空軍の航空用ガソリンが大半を占めており、その數量について松村大本營陸軍報道部長は本年の陸軍記念日の放送において、月一萬トンにのぼるといつてをり、その後さらに増加しビルマ公路封鎖前の最大量を突破していることは確實とされる。

## 3 レド公路

昭和十七年五月ビルマ路が封鎖されたのち、米英は援蔣物資の輸送をもつぱら空輸によるほかなかつたが、これではどうしても不十分で、陸路を開拓する必要があり、同年十二月十五日アッサム・ベンガル鐵道レド支線の終點レドより北ビルマのフーコン渓谷を横切り、マインクワンからミイトキーナに出で、騰越附近を經て怒江を渡り、保山に出て、舊ビルマ路に連絡しようとする、いはゆるレド公路の建設に着手した。敵が本公路の本格的建設に着手したのは十八年の雨季明けからであつて、マウントバッテンのビルマ奪回作戦の進捗

を狙ひ、少くとも北ビルマの一部を奪回して、ここに新公路を一舉に建設せんとする計畫であつた。重慶は鄭洞國麾下の三個師を印度に送り、米式重慶軍としでスチルウェルの配下に屬せしめて、この建設にあたらしめるとともに、約一千の支那人労働者も送り込み、一方米側はアラスカ公路を完成したスマスを指揮者とする米工兵隊を参加させるなど、豊富な労力と資材を使用して晝夜兼行で工事にあたり、現在レドから約二百キロのフーコン渓谷までは開通してゐるが敵側で公表してゐる。敵はなほレドに産出する石油を雲南まで輸送する計畫も樹ててゐるといはれる。本公路はパトカノ山系の密林地帯を貫かねばならぬため、いくた自然的な悪條件があるうへ、本年二月以來開始された皇軍の先制攻撃により一頓挫を來してゐる状態である。

## 朝日東亞年報日誌

昭和十九年三月——六月

### 政 治

- 二 地方議會の選舉更に一箇年延期
- 三 第八十四帝國議會終る
- 四 日佛印間經濟協定に基く本年度交易品實行取締調印
- 五 中等學校の勤勞勤員大綱決る
- 六 増稅關係勅令公布（徵用、疎開に減免税）四月一日施行
- 七 平時的又は長期計畫的事務及び事業の一  
年間停止及び地方鉄道車輛修理の確保  
に關する件を閣議決定
- 八 旅客の輸送制限に關する件（特急、寝台、食堂車の全廈、百軒以上の旅行に證明制）を閣議決定（四月一日實施）
- 九 國民勤労体制の刷新に基き、勤労昂揚策要綱（參謀機關を設置、職階制を確立）及び女子挺身隊制度強化方策要綱（十二歳以上四十歳未満の獨身女子に擴大し、加入に強制措置）を閣議決定
- 一〇 調査研究勤員本部設置に關する件及び電氣通信設備の勤員整備に關する件を閣議決定
- 一一 被徵用者等勤勞護強化要綱（補給金等を引上げ、國民勤労勤員援護會を設立して一元的に取扱ふ）を閣議決定

- 一 前駐米大使野村吉三郎海軍大將福密顧問官に兼任
- 二 帝都施設課開設要綱を東京都決定
- 三 国賃政治會機構改革決る
- 四 外務省外交顧問に元駐華大使本多熊太郎氏任命
- 五 戰時食糧増産推進本部設置に關する件を開議決定
- 六 日滿食糧協議會設立
- 七 健康保険改正法公布（月收二百圓まで被保險者の範圍擴大）、厚生年金保險、改正法公布、何れも十月一日實施
- 八 女子挺身隊による勵勞協力、學徒の勵勞協力、立木伐採、調査研究事項に關する勅令案要綱を開議決定
- 九 昭和十九年度一般會計及び各特別會計豫算の純節約額四億六千余萬圓の實行計畫を開議決定
- 十 食糧、勤労、電波兵器の三部門に行政查察實施
- 十一 昭和十九年度麥類供出割當方針決る
- 十二 麥類標準質渡價格決定

- 三 一 陸軍、大東亞戰爭及び支那事變死殲者論功行賞發表
- 二 陸軍、大東亞戰爭死殲者論功行賞發表
- 三 一 諸島中のロスネグロス島に上陸、同島の我部隊及び航空部隊と連日激戦中なり（大本營發表）
- 二 ニューギニア島方面の我部隊は三月十一、十二の兩日ウエワク地區に來襲せる延三百二十機を邀撃してその五十二機を擊墜、我方自爆未歸還六機（大本營發表）
- 三 緬甸方面の我部隊は印度國民軍と協力してチンドウイン河を渡河、緬印國境に對し三月八日攻勢を開始し、目下國境附近にて殲滅戰を展開中、また他の我部隊は印度國民軍と共に三月十五日ホマリン附近においてチンドウイン河を渡河、緬印國境に向ひ進撃中なり（大本營發表）
- 四 中部印緬國境附近に作戦中の我軍はトンザン周邊地區において英印第十七師團に對する殲滅戰を續行すると共に、印度國民軍を支援し、三月中旬國境を突破、印度國內に進入せり、（二）敵は三月五日以來北部緬甸の一部に空輸部隊を侵入

- 五 鐵鑄石の品位向上に報奨制を設け、四月一日に遡及して實施
- 六 戰時非常金融對策整備要項（一般個人、產業資金、證券市場に三別して迅速融通）を開議決定
- 七 鉄道貨物運賃の大改正決る
- 八 緊急郵便制度（官公署、軍衙、新聞社、航空機船等製造工場の緊急重要なる郵便物の優先的迅速取扱ひ）を開議決定、七月十六日實施
- 九 内閣及び各省參與委員、行政查察委員の設置を開議決定
- 一〇 軍事
- 一 陸軍、大東亞戰爭及び支那事變死殲者論功行賞發表
- 二 高須四郎、野村直邦、澤本頼雄各中將大將に進級
- 三 塚原二四三中將軍令部次長、海軍航空本部長に補せらる
- 四 古賀峯一大將に元帥の稱號を賜る
- 五 豊田副武大將聯合艦隊司令長官に親補さる吉田善吾大將横須賀鎮守府司令長官に親補さる
- 六 賀陽中將宮殿下東京師團長に親補あらせらる
- 七 聯合艦隊司令長官古賀峯一大將は三月前線において飛行機に搭乗全般作戦指導せらる
- 八 一 水雷戰隊の華、吉川潔海事中佐に二階級進級の恩命を拜す
- 九 落合忠吉中將旭川師團長に任命さる
- 一〇 古賀元帥の海軍裁執行
- 一一 海軍、大東亞戰爭海軍戰役將士の論功官に親補さる
- 一二 古賀元帥の海軍裁執行
- 一三 海軍、大東亞戰爭及び支那事變死殲者官に親補さる

に展開しつゝあり（大本營發表）

三 中部印緬國境方面における我軍は印度國民軍と共に三月二十八日夜半インペル北方四十糠に進出し、敵の重要補給路たるインペールコヒマ道を遮断せり、

また南部印緬國境方面の我軍は三月一日以降において敵遺棄死体約二千七百、俘虜七百六十、火砲二十三門、戰車及び装甲車約百五十輛國獲又は破壊せるの戰果を收めたり（大本營發表）

四・四 三月二十九日有力なる敵機動部隊カラリン諸島南方海面に出現、同方面の我航空部隊は之を捕捉、三月二十九日より四月一日に至り反復攻撃を加へ巡洋艦二隻を擊沈、戰艦二隻、航空母艦一隻、大型艦一隻その他を大破若くは炎上せしめたるも、敵亦バラオ諸島ヤツブ島メレヨン島並にマーシャル諸島、ニューギニア島方面を空襲せり（大本營發表）

五 帝國陸軍部隊の三月中における敵航空部隊に對する戰果は擊墜破四八七機なり

（大本營發表）

八 我部隊は印度國民軍と共に四月六日早朝インペール——ディマブル道上のユヒマを攻略す（大本營發表）

九 ブーゲンビル島の我部隊は三月八日以来トロキナ附近の敵に對し攻撃を反復、敵遺棄死体四千、各種火砲三十七門、銃器約三千挺を鹵獲又は破壊するの戰果を挙げたるも、我方も約三千の戰死者あり（大本營發表）

十 緬甸方面の我航空部隊は四月十七日インペール平地の制空に任じ、敵機四十一機を擊墜す（大本營發表）

一一 四月十九日敵機動部隊はスマトラ島西方海面に出現しサバンを空襲す（大本營發表）

一二 約束タアーサー司令部は米南太平洋艦隊の解散を言明

（大本營發表）

一三 我潛水艦は四月十六日マーシャル諸島東方海面に於て敵大型航空母艦を襲撃、その一隻に魚雷二本を命中せしむ（大本營發表）

一四 緬甸方面的我航空部隊は四月二十五、二十六日の兩日インペール附近において輸送機十二機、戰闘機十一機を擊墜、輸送機八機を擊破し、我方自爆未歸還各一機なり（大本營發表）

敵は有力なる機動部隊掩護下に四月二十二日早朝よりニューギニア島ホーランディア及びアイタベ附近に上陸を開始し、爾後逐次兵力を増強中なり（大本營發表）

一五 中部太平洋艦隊司令官レイモンド・スブルアンスが第五艦隊司令官に任命さる

一六 中支那方面の我部隊は五月二十七日洞庭湖兩側地區より重慶第六、第九戰區に新作戦を開始す（大本營發表）

一七 我航空部隊は四月二十七日夜ターランディア西方沿岸に於て敵機動部隊を攻撃し、巡洋艦一隻を擊沈、大型艦（航空母

一八 我部隊は印度國民軍と共に四月六日早朝インペール——ディマブル道上のユヒマを攻略す（大本營發表）

一九 在印米空軍本部もニューデリーよりカルカッタに移轉

二〇 東南アジア反樞軸軍司令部はニュードリリイよりセイロン島カシダーヘ移轉

二一 在印米空軍本部もニューデリーよりカルカッタに移轉

二二 東南アジア反樞軸軍司令部は米南太平洋艦隊の解散を言明

二三 我航空部隊は四月二十七日夜ターランディア西方沿岸に於て敵機動部隊を攻撃し、巡洋艦一隻を擊沈、大型艦（航空母

二四 我航空部隊は四月二十七日夜ターランディア西方沿岸に於て敵機動部隊を攻撃し、巡洋艦一隻を擊沈、大型艦（航空母

二五 我航空部隊は四月二十七日夜ターランディア西方沿岸に於て敵機動部隊を攻撃し、巡洋艦一隻を擊沈、大型艦（航空母

二六 我航空部隊は四月二十七日夜ターランディア西方沿岸に於て敵機動部隊を攻撃し、巡洋艦一隻を擊沈、大型艦（航空母

二七 我航空部隊は四月二十七日夜ターランディア西方沿岸に於て敵機動部隊を攻撃し、巡洋艦一隻を擊沈、大型艦（航空母

二八 我航空部隊は四月二十七日夜ターランディア西方沿岸に於て敵機動部隊を攻撃し、巡洋艦一隻を擊沈、大型艦（航空母

二九 我航空部隊は四月二十七日夜ターランディア西方沿岸に於て敵機動部隊を攻撃し、巡洋艦一隻を擊沈、大型艦（航空母

四 署の軍大なり）一隻を擊破、また四月三十日敵機動部隊カラリン諸島南方海面に現れ、三十日及び五月一日の兩日至りトラック諸島を爆撃、五月一日モートロック諸島を砲撃す、所在の我航空部隊及び地上部隊はこれを邀撃し航空母艦一隻を擊破、三十數機を擊墜す（大本營發表）

五 北支那方面の我部隊は重慶直系の湯恩伯軍に對し四月十八日黃河及び新黃河を渡河進攻作戦を開始し、四月三十日鄭州を五一日許州を攻略す（大本營發表）

六 帝國陸海軍部隊の四月中における敵航空部隊に對する戰果は△南太平洋方面擊墜二百三十二機、擊破百一機△中部太平洋方面擊墜七十二機、擊破五十四機△緬甸方面擊墜七十四機、擊破又は炎上六十七機△支那方面面擊墜二十機、擊破又は炎上二十機△北太平洋方面擊墜擊破各一機合計七百六十六機、これに對し我方の自爆未歸還九十機、地上における損害八十五機、合計百七十五機なり（大本營發表）

七 （一）中支那方面の我部隊は五月一日



- 二 關東州四月一日現在の人口百六十萬千九百人と發表

三 満洲國及び獨逸國間の經濟關係存續に關する第四次協定調印さる

四 國民政府、中央保險公司の設立決定  
米副大統領ウォーレス重慶にて蔣介石と會談始

五 ウォーレス・蔣介石共同聲明發表

六 セレベス、内地向電信爲替の取扱ひ開始

七 歐洲戰爭

八 一 赤軍前哨部隊ドニエストル河渡河  
九隻、快速艇二隻、貨物船及び輸送船二十三隻、駆車上陸用船十一隻を擊沈し、重巡二隻及び他の巡洋艦三隻、驅逐艦十六隻、快速艇八隻、貨物船及び輸送船五十八隻、上陸用船舶二隻、中型汽船一隻を大破す

九 獨軍モンテプール撤收  
昨年九月イタリア本土上陸以來六月五日までの米兵の損害は六萬二千（うち戦死一萬一千）と米陸軍省發表

十 獨軍、無人飛行機を以て對英報復爆撃を開始

一一 反樞軸軍エルバ島に上陸

一二 獨軍エルバ島撤收

一三 開戰以來の赤軍の人的損害は戦死、捕虜、行方不明を合して五百三十萬と最高司令部發表

一四 反樞軸軍、シユルブル外郭線到達

一五 獨軍當局、開戰以來の赤軍損害を戦死戦傷捕虜千八百萬以上、飛行機五萬八千、戦車九萬三千台、砲八萬九千門と發

歐洲戰爭

- 九隻、快速艇二隻、貨物船及び輸送船二十三隻、駆車上陸用船十二隻を擊沈し、軍巡二隻及び他の巡洋艦三隻、駆逐艦十六隻、快速艇八隻、貨物船及び輸送船五十八隻、上陸用船舶二隻、中型汽船一隻を大破す

獨軍モンテブール撤收

昨年九月イタリア本土上陸以來六月五日までの米兵の損害は六萬二千（うち戦死一萬一千）と米陸軍省發表

六 獨軍、無人飛行機を以て對英報復爆撃を開始

七 反樞軸軍エルバ島に上陸

八 獨軍エルバ島撤收

九 開戦以來の赤軍の人的損害は戦死、捕虜、行方不明を合して五百三十萬と最高司令部發表

反樞軸軍、シェルブル外郭線到達

三 獨軍當局、開戦以來の赤軍損害を戦死戦傷捕虜千八百萬以上、飛行機五萬八千、戦車九萬三千台、砲八萬九千門と發

外國

- |                          |   |
|--------------------------|---|
| 一<br>二<br>三<br>四         | コタンタン半島の米軍兵力益々增强、<br>反樞軸軍シエルブル總攻擊開始<br>赤軍の夏季攻勢は中部戰線モデレフ、<br>ヴィテブスク中間地區で開始   |
| 五<br>六<br>七<br>八         | シユルブル陷落<br>獨外相ヘルシンキを訪問、リチ・フィ<br>ンランド大統領、ラムゼー外相と會見<br>反樞軸軍司令部當局は歐洲侵攻作戰開始<br>以來六月二十日に至る二週間の損害<br>(米軍、戰死三千、負傷一萬三千、行方<br>不明八千、計二萬四千)英軍、戰死二<br>千、負傷八千、行方不明三千、計一萬三<br>千(カナダ軍、戰死四百、負傷千三百、<br>行方不明千百、計二千八百、總計四萬)<br>と發表 |
| 九<br>十<br>十一<br>十二       | 獨軍當局は反樞軸軍の侵攻作戰開始以<br>來敵艦船に與へた損害(擊沈、巡洋艦五<br>隻、驅逐艦十八隻、快速艇六隻、貨物船<br>及び上陸用船四十七隻、計七十六隻、二<br>五萬二千七百トン)擊破、重巡三隻、巡<br>洋艦十三隻、驅逐艦二十三隻、快速艇十   |
| 十三<br>十四<br>十五<br>十六     | イタリア上陸以來ローマ陷落まで英國<br>軍、自治領軍及び印度軍の損害(戰死一<br>萬四千、負傷四萬八千、行方不明一萬一<br>千、合計七萬三千)とチャーチル發表<br>外國  |
| 十七<br>十八<br>十九<br>二十     | 三、一 ヒットラー總統、クロアチア首相マン<br>ディク氏及び外相ペリック氏と會談<br>四 米政府、アルゼンチン政府と外交斷絕<br>九 カナダ政府、アルゼンチン政府と外交<br>斷絕<br>アルゼンチン大統領ラミレス辭職<br>コロンビア新内閣成立(首相アルフォ<br>ンソ・ロペス)<br>一〇 アルゼンチン副大統領ファーレル氏大<br>統領に就任                               |
| 二十一<br>二十二<br>二十三<br>二十四 | 三 ソ聯、パドリオ政權承認<br>四 ジョルナーレ・ディタリア紙前主筆ガ<br>イダ氏煙死   |

一一一

- ルに至る英佛海峡沿岸一帯に對し上陸作戰を開始しましたノルマンディー一帯及びセーヌ河口高地附近に空挺隊を使用侵入した、反樞軸軍落下傘部隊は英佛海峡のガント、ジャージー兩島にも上陸すセーフィンランド戰線もまたカレリア地峡附近にて赤軍新攻勢開始

八 反樞軸軍コタンタン東岸エグリーズの北方八糸の地点に大規模の空挺隊上陸セーヌ濱中央地區における反樞軸軍の橋頭堡は八日正午までに幅六十糸に擴大

二七 米國の武器貸與額は本年三月末日までの三箇年間に二百四十二億二千五百萬

二六 反樞軸軍南伊アブリリア放棄

二五 樞軸軍セバストボリ撤收

二四 反樞軸軍南伊で新攻勢開始

二三 獨軍ケルチ撤收

二二 獨軍クリミア首都シンフェロポリ撤收

二一 ヒツトラー總統、ムツソリニ統帥は二十二、二十三の兩日會見、政治、經濟、軍事の諸問題に關し討議

二〇 獨軍オデッサ撤收

十九 に侵入

- 二 フィンランド政府、ソ聯の休戦提案拒否を發表

三 ハンガリー内閣更迭（首相ドーメ・ストヤイ氏）

四 ルーマニア首相アントネスコ元帥ヒツト・ラードー總統と會見

五 サルヴァドルに革命勃發（失敗）

六 ポリヴィア大統領ユンタ・ヴィヤロエル新内閣組織

七 イラン新内閣成立（首相モハメド・サイド）

八 サルヴァドルに革命勃發（失敗）

九 ポリヴィア大統領ユンタ・ヴィヤロエル新内閣組織

十 ルーマニア首相アントネスコ元帥ヒツト・ラードー總統と會見

十一 ハンガリー内閣更迭（首相ドーメ・ストヤイ氏）

十二 ノルマン辭職、後任にトーマス・カトーラー任命さる

十三 トルコ、クロームの對獨輸出禁止

十四 フィンランド政府、休戦に關するソ聯の提案拒否

十五 米英外交會談終る（二十九日共同公表發表）

十六 英帝國首相會議ロンドンに開催

十七 ソ聯、亡命チニツコ政權と新協定締結ボリヴィアに戒嚴令布告

十八 英帝國首相會議ロンドンに開催

十九 英、重慶政權に五千萬ポンドの借款供持を言明

二十 英、重慶政權に五千萬ポンドの借款供持を言明

二十一 亡命伊國王エマヌエレ三世は反樞軸軍のローマ侵入と同時に隠退し、王儲ウンベルトをイタリア國統監に任命する旨聲明

二十二 デンマルク・ノルウエー通商協定成る

二十三 米英石油會談ワシントンで開く（五月三日終了）

二十四 伊傀儡政權主班新内閣組織

二十五 上院副議長ファウスト・ナヴァロ・アレンテ博士に選ぶ

二十六 エクアドル革命成り、元大統領ヴェラスコ・イバラ臨時大統領に就任

二十七 ブルガリア新内閣成る（首相イワン・バクルヤノフ氏）

二十八 キューバ革命黨首ラモン・グローリ・サン・アルチン、キューバ大統領に就任

二十九 エクアドル新内閣成立

三十 キューバ革命黨首ラモン・グローリ・サン・アルチン、キューバ大統領に就任

三十一 イタリア國王エマヌエレ三世退位、皇儲ウンベルト即位す

三十二 ベドリオ隠退し、元首相イヴァノ・ボノミ首相となり、内閣を組織す

三十三 エール新内閣成る（首相イーモン・デジヤジ）

三十四 イタリア國王エマヌエレ三世退位、皇儲ウンベルト即位す

三十五 日本銀行總裁に瀧澤敬三氏就任

三十六 日本銀行券發行高百億圓突破

三十七 昭和十八年度米實收高六千二百八十八萬石（前年に比し三百八十八萬八千石、五分八厘減）と農商省發表

三十八 日本銀行總裁に瀧澤敬三氏就任

三十九 日本銀行總裁に瀧澤敬三氏就任

四十 日本銀行券發行高百億圓突破

四十一 帝國銀行、十五銀行を、安田銀行、昭和・第三兩銀行を、それと合併

四十二 賦稅特殊損害保険法施行令公布（賦稅保険と地震保険は火災保険に自動的に附帯）

四十三 日銀、一定基準超過の貸出に調整料金を徵收

四十四 イングランド銀行總裁モンタギュー・ル就任

四十五 獨・スウェーデン航空新協定成る

四十六 スペイン政府、中立維持を聲明

四十七 ヒツト・ラードー總統、スロヴァキア大統領ティソ博士、首相トウカ氏等と會議

四十八 佛亡命政權、フランス共和國臨時政府と僭稱

四十九 サルヴァドル新内閣成る

五十 ハンソーン氏、中立維興

五十一 米國務省東亞部長に前駐日大使ジョセフ・グルーを任命

五十二 米英、スペインと新經濟協定締結

五十三 サルヴァドル大統領アルチネス辭職、國防相メネメンデス大統領代理に就任コスタリカ新内閣成立

五十四 サルヴァドル大統領アルチネス辭職、ボルトガル首相、中立維持を聲明相バベンドレオ

五十五 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

五十六 米國艦隊勢力は四年前の三百四十八隻より、現在千二百隻以上に増加せる旨、米海軍艦船建造修理局長コクラン發表

五十七 ギリシア亡命政權聯立内閣を組織（首相ペバベンドレオ）

五十八 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

五十九 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

六十 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

六十一 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

六十二 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

六十三 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

六十四 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

六十五 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

六十六 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

六十七 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

六十八 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

六十九 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

七十 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

七十一 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

七十二 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

七十三 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

七十四 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

七十五 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

七十六 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

七十七 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

七十八 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

七十九 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

八十 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

八十一 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

八十二 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

八十三 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

八十四 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

八十五 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

八十六 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

八十七 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

八十八 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

八十九 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

九十 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

九十一 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

九十二 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

九十三 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

九十四 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

九十五 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

九十六 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

九十七 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

九十八 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

九十九 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一〇〇 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一〇一 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一〇二 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一〇三 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一〇四 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一〇五 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一〇六 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一〇七 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一〇八 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一〇九 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一一〇 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一一一 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一一二 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一一三 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一一四 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一一五 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一一六 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一一七 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一一八 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一一九 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二〇 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二一 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二二 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二三 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二五 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二六 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二七 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二八 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二九 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二一〇 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二一一 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二一二 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二一三 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二一四 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二一五 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二一六 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二一七 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二一八 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二一九 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二二〇 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二二一 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二二二 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二二三 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二二四 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二二五 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二二六 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二二七 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二二八 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二二九 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二三〇 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二三一 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二三二 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二三三 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二三四 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二三五 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二三六 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二三七 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二三八 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二三九 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四〇 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四一 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四二 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四三 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四四 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五五 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五六 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五七 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五八 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五九 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一〇 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一一 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二二 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二三 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二四 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二五 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二六 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二七 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二八 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二九 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一〇 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一二 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一三 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一四 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一五 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一六 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一七 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一八 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一九 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一〇 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一二 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一三 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一四 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一五 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一六 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一七 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一八 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一九 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一〇 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一二 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一三 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一四 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一五 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一六 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一七 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一八 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一九 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一〇 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一二 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一三 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一四 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一五 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一六 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一七 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一八 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一九 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一〇 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一二 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一三 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一四 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一五 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一六 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一七 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一八 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一九 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一〇 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一二 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一三 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一四 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一五 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一六 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一七 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一八 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一九 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一〇 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一一 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一二 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一三 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一四 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一五 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一六 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一七 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一八 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一九 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一一〇 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一一一 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一一二 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一一三 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一一四 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一一五 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一一六 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一一七 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一一八 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一一九 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一一一〇 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一一一一 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一一一二 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一一一三 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一一一四 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一一一五 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一一一六 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一一一七 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一一一八 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一一一九 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一一一一〇 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一一一一一 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一一一一二 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一一一一三 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一一一一四 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一一一一五 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一一一一六 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一一一一七 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一一一一八 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一一一一九 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一一一一一〇 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一一一一一一 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一一一一一二 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一一一一一三 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一一一一一四 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一一一一一五 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一一一一一六 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一一一一一七 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

一二四五一二一一一一一一一一一一一八 イタリア・ファシスト共和國、新國旗を制定

五・一 日本倉庫統制會社發足

六 愛知、茨城、岡山、神奈川、福島の五

農工銀行の勸銀合併を大藏省承認、八月

中に合併完了の豫定

七 昭和十八年度國民貯蓄は三百九億八千八百萬圓（目標額二百七十億圓に對し一割五分の超過）に達し、また昭和十二年支那事變以降昭和十八年度末までの國民

貯蓄増加額は一千億圓を突破の旨、情報

局發表

二 台灣銀行頭取に上山英三氏就任

三 郵便貯金二百億圓突破

四 帝國石油、北樺太石油を合併

五 農工協力中央會設立、會長に吉田茂氏

六 一 割増金附（一萬圓）定期預金を創設、

六月十五日より七月十四日まで全國銀行で取扱ふ

七 三私設鐵道（中國鐵道、飯山鐵道、相模鐵道相模線）國鐵に編入

八 船舶運營會總裁に寺井久信氏就任

九 簡易保險金額二百億圓突破

三・五 日本銀行券發行高百二十億圓突破

三・六 高橋順次郎、狩野直喜、田中館雙橋、

岡部金次郎、稻田龍吉、志賀潔の六博士

に文化勳章賜授の御沙汰を賞勵局發表

三・七 奢侈享樂追放の決議非常措置決定に伴

ふ都内の料理最高價格を晝食二圓五十

錢、夕食四圓までに引上げ、五月一日より實施の旨警視廳發表

三・八 官廳、郵便局日曜休日廢止

三・九 高級劇場、待合、藝妓屋、高級料理店、カフェ等一齊休業、晝食一圓、夕食二圓までに制限

三・十 國民總蹶起大會開催

三・十一 病院船橋丸、米機に爆擊さる

三・十二 郵便、電信、電話料金改正（四月一日より實施）

三・十三 旅行證明制度及び小荷物制限決る（四月一日より實施）

三・十四 生鮮食料品の出荷、配給機構の整備強化（知事に責任制）に關する件を開議決

三・十五 大日本育英會新發足

三・十六 本年度衣料切符は第一種（二十九歳以下）五十点、第二種（三十歳以上）四十点に減少

三・十七 私立大學高專の整備統合狀況を文部省

三・十八 船舶運營會總裁に寺井久信氏就任

三・十九 簡易保險金額二百億圓突破

三・二十 台灣神社を台灣神宮と御改稱

三・二十一 帝都の食料綜合配給制決る（八月實

三・一 施）

三・二 菅公生誕千百年祭

題問諸の強増力戰

朝日新聞社編

不許轉載

昭和十九年十二月十日初版印刷 出版會承認二六〇一二二  
昭和十九年十一月十五日初版發行 (八千部)

發行人兼

山

本

地

榮

印刷者

長

谷

川

隆

發行所

朝

日

新

聞

社

東京丸の内

大阪中の島

(東京一三〇)

番地

番地

配給元

日本出版

配給

統

株式

錢八圓貳計合 錢貳圓定價

錢八圓當相投爲行別持

日本出版會員番號(三四〇一〇〇)



終

錢八圓貳(共稅)價賣